

第 87 回 鎌倉市まちづくり審議会概要

日 時	平成 28 年 12 月 28 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	本庁舎 全員協議会室
出 席 者	委 員： 内海会長、出石委員、梅澤委員、加藤委員、川口委員、永野委員、中山委員、前島委員 事務 局： まちづくり景観部次長兼土地利用調整課長、まちづくり政策課長、まちづくり政策課職員、土地利用調整課職員 常任幹事： 環境政策課長、都市計画課課長補佐（代理）、都市景観課長、みどり課長、都市調整課長
欠 席 者	委 員： 秋田委員、松行委員 事務 局： まちづくり景観部長 常任幹事： 経営企画課担当課長
議 題	(1)鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領について (2)大規模開発事業（岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか）

事務 局	（開会に当たり、事務局から審議会委員 10 名中、8 名の出席により定足数に達していること及び欠席委員から事前に欠席の連絡を頂いていること等を報告した。）
内海 会長	第 87 回鎌倉市まちづくり審議会を開会する。
事務 局	事務局から 3 点連絡する。 1 点目は、マイクの使用についてお願いする。 2 点目は、前回の審議会の議事概要について、作業が遅れているため、今回の分と併せて次回に 2 回分確認をお願いしたい。 3 点目は、会議の傍聴及び資料の公開について。 通常はこの場で傍聴と公開について判断いただいているところだが、本日は議題（1）の「鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領（案）」についてご議論いただき、要領が決定した後、傍聴者の入室を予定している。 参考までに、本市ホームページ及び広報紙で傍聴者を募集したところ、4 名の方から傍聴の申出があり、現在は室外で待機している。
内海 会長	3 点について、了承いただけるか。
全 委 員	了承する。
内海 会長	まず、議題（1）「鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領（案）」について、事務局から説明をお願いする。
議題（1）	鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領について
事務 局	（鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領について説明した。）
内海 会長	この件について、質問等あるか。
出石 委員	内容については特に意見はない。評価をするならば、以前から鎌倉市の審議会の傍聴者の人数を「できる限り」としている点である。大都市である横浜市でも 5 名に限定していることと比較すると、大変評価できる点である。次に、会議の開催時刻であるが、他の自治体では委員が集まり次第開始するところがある。しかし、公開会議である以上、必ず時刻になってから始めなくてはならない。この取扱要領の内容は妥当である。 ただし、題名の「取扱い要領」の「い」は不要である。確認していただきたい。 また、付則 2 の「並びに」は「及び」に修正すべきである。
事務 局	「取扱い」の「い」については、確認する。
出石 委員	法令における漢字の用法に則ると、「取扱い」は「い」を要するが、「取扱要領」や「取扱要綱」となると「い」は不要とある。しかし、鎌倉市の独自のルールであるならば、それに従う

	ことについて異論はない。
事務局	付則の部分は「及び」に修正する。
内海会長	内容はこれで了承することとする。
川口委員	質問がある。傍聴についての留意事項の内容はよいが、最近の傾向として、審議会中にSNSやツイッターへ発信する傍聴者がいると聞く。鎌倉では聞いたことはなく、他の自治体でこういった事項について取り扱っているのかについては分からないが、今後、このような点について考えていく必要があるか否かについて聞きたい。
内海会長	事務局は、その点についてどのように考えているのか。
事務局	その点については、調査をしていないため分からない。他の自治体で審議会等に参加している委員がいれば意見をうかがいたい。また、そのような行為への対応について、先進的な自治体にも問い合わせてみたい。その結果、必要となれば追記という形で変化、進化させていくことで対応していきたいと考えている。
川口委員	たとえばセンター試験の監督者要領では「SNSに発言禁止」といった新しい記述が書かれている。時代に合わせていくことも必要だと思うので確認してほしい。
内海会長	基本的にこの要領の見直しは、鎌倉市が前向きな姿勢で取り組んでいるものである。私も事前に拝見して意見を反映してもらったが、本日スタートした上で、他の自治体の状況も調査、検討を行い、その結果を踏まえて修正すればよいと思っている。
事務局	そのように考えている。
前島委員	確か前々回だと思うが、資料をコピーするために会議が中断したのを休憩と解釈したのか傍聴者が発言したことがあった。当事者は違反行為だとは思っていないかもしれないので、はっきり書いて欲しいと思う。例えば具体的には「会議が中断中、休憩中も含み、発言は禁止。」あるいは「会場内での発言は控える。禁止。」などの記載を検討して欲しい。傍聴についての留意事項にそのような記載がないので、傍聴者がそのように判断した様子だった。そのようなことがないようにお願いしたい。
内海会長	休憩中の発言については、「傍聴される皆様へ」には書いていないが、基本的に休憩中に発言できるということになっているのか。 前々回に発言があったときは、休会中ではなく、審議中であった。そのため、基本的には許容できないということになると思う。それで私からも言及したと思う。休憩中であれば、我々も席を入れ替えているときなどに話すことがあるので問題ないと思うが、審議会中の発言は基本的にはできないことになっているので、これまでと同じような形で運用するということとしたい。 私からも審議中の意見、発言は注意するようにする。
事務局	傍聴についての留意事項については、具体的な例示を含めて書いているので、この中の内容については委員の了承を元に随時書き足していくことが可能だと思う。会議の中で反省点や経験したことがあれば、随時反映していきたいと思う。
内海会長	要領では、基本的には審議会に諮った上で変更することができるようになっている。その点も踏まえて、今日の意見をどのように反映するかを検討いただき、次回までに整理していただきたい。 取扱要領については、この内容とし、今から傍聴者として入室する方々にも適用することとしたい。
議題(2)	大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建設(仮))について
事務局	(大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建設(仮))について説明した。)
内海会長	次回に助言又は指導案が提示されることになるので、本日はその作成に向けてできるだけ皆さんの意見をいただきたい。
前島委員	土壌汚染について内容確認したところ、この対策図に表示されているように、境界線のところに土壌汚染の箇所が集中している。資生堂の前は化学工場があったということなので、化学工場の汚染ということも可能性がある。また、可能性は低いけど周辺地域からの流入も考えられ

	る。資生堂の前の化学工場の履歴と、境界線に面して東側及び北側にその可能性があったのか発生源の確認をしたい。
事務局 (吉田次長)	土壌汚染については事業者調査の最初の段階として地歴の調査を行っていると思う。今はまだ調査途中なので最終的な報告は受けていない。また改めて報告したい。
前島委員	今回確認された有害化学物質のシアン、砒素は人体に非常に影響がある。汚染の表土面積が1,955㎡、約40m四方という割りと広い面積から検出されている。また汚染量についても約6,700㎡、約20㎡に相当するということで、非常に多くの土砂が汚染されている。今回神奈川県で色々手続を踏むということだが、鎌倉市でもこの手続に関してよく確認し、適切な土壌汚染対策法に基づいた確認を行っていただきたい。また、新たな事案が判明したら報告いただきたい。
事務局 (上條係長)	太字で示しているとおり、最終的に土壌汚染の処理が完了し、指定区域が浄除された場合については、神奈川県の公報に掲載される予定となっているので、それをもって周知が図られ、事務局も確認できるようになる。指定が浄除された後、皆様に資料等を提供したい。
内海会長	次回に提供いただけるのか。
事務局 (吉田次長)	今日配付した資料によると、対策工事の完了は来年の5月末を予定している。神奈川県の横須賀三浦地域県政総合センターの事務なので、そちらからの結果はこれ以降になる。中間的な報告も含めてできるところまで対応させていただきたい。
内海会長	次回わかっている情報なども含め、整理して提示いただければと思う。 ほかにあるか。
永野委員	他の意見もあるが、まずは今の関連質問をしたい。土壌汚染について、業者の調査が終わり県に報告し、県の指導を仰ぐという手順で進んでいると思うが、現時点で我々が持っている資料の中に、土壌の入れ替えをすることによってクリアになるのではないのかという記載がある。それは県の指導と解釈をしてよいのか。それとも業者が独自に土壌の入替えをしなくてはならないと考えたのか。 もう1点は細かいことだが、参考資料の中に、検出された科学物質のうち、シアン以下4つの測定値等が載っているが、上の三つは環境基準に基づく溶出量による基準値との対比がなされているのに対して、鉛だけはなぜ含有量なのか。鉛も同じように表現することができるのになぜ別の基準をあてたのか。
事務局 (上條係長)	まず鉛については詳しいことが分からないので、事業者の確認し次回報告する。 もう1点、汚染土を全撤去し清浄土に全て埋め戻すことが誰の判断で行われたかということだが、当初事業者は一部を撤去し清浄土を埋め戻すという検討をしていたとの報告を受けていたが、昨今土壌汚染について色々物議が醸し出されている事を受け、事業者の判断で全て除却し埋め戻すこととしたという報告を受けた。
永野委員	ということは調査結果を県に提出し、県に指導を仰いだ結果ではないということでしょうか。
事務局 (上條係長)	そのように認識している。
永野委員	もう一つ、私が知る限り、資生堂の前は東洋高圧がここを使っていたので、汚染との関係で何らかの確認ができると考えている。
内海会長	今の意見や質問のあった事項について、次回ご提示いただければと思う。永野委員ほかにあるか。
永野委員	この計画のスタート段階で考えなくてはいけないことの一つに、市境に面した開発事業に対して、周辺住民とはどこまでかという議論が挙げられる。条例上の取扱では横浜市民は該当しないということが、何条何項の規定なのかは後で答えていただくとして、道路の向こう側は鎌倉市民ではないので事業計画については意見は出せない。業者は好意的に対応しているが、公聴会の請求もできないということである。一方、横浜市は笠間口で大船駅北第二地区の市街地再開発事業という膨大な計画をスタートさせる。そうすると砂押川を跨いだ反対側の鎌倉市民が横浜市の計画に何も言えないことになる。今の都市計画法の中には複数の都市に跨るような場所についても緻密なまちづくりをするということは一つのスローガンにもなってい

	<p>る。鎌倉市のまちづくり条例の中で、他市の市民を対象としなくてもよいのだろうかという気がしている。まちづくり条例の改正を検討する際に都市計画法の精神に基づいて、周辺住民、地域住民に対する扱い方があってもいいと思う。今回、2回の説明会の案内は、50mの範囲に配ったということだが、50mというのが果たして妥当な地域住民のエリアなのか。鎌倉市の特定土地利用条例に基づく駐車場設置のように、今回の件よりも小規模な計画であっても50mという数字が使われている。あまりにも規模が違うこれだけの大規模開発に対して50mに資料を配ればいいということに果たして妥当性があるかということも、今後の問題として考えて欲しいと思う。</p>
事務局 (上條係長)	<p>鎌倉市民だけが対象というのは条例上どこに規定されているのかということについては、第28条第1項に規定があるので参考にしていただけたらと思う。その中に「市民は～意見書を提出することができる。」と規定されている。</p> <p>市民とは、市内に住所、事務所又は事業所を有する者、事務所又は事業所に勤務する者、学校に在学する者、納税義務を有する者、行政に利害関係を有する者と認識している。</p>
事務局 (吉田次長)	<p>委員の後半部分のご意見については、今後条例を見直す機会に検討させていただければと思っています。</p> <p>私見になるが、鎌倉市条例なので線を引いていると思っている。</p>
内海会長	<p>今の話は今後、検討していただきたい。今後も色々な開発があると思うので、手続の範囲については検討いただき、今回は今の枠組みの中で話を進めることとしたい。ほかにも意見はあるか。</p>
梅澤委員	<p>永野委員の専門かと思うが、この場所は元々大船田園都市構想の一環である。例えばこの土地の記憶が、集合住宅化による人の入れ替わりにより無くなっていく。今は少なくとも資生堂があって、昔は夢の計画があったがその後工業地帯になっているという形でなんとなく覚えられている。そういったことがどんどん忘れ去られていくということに関して、まちづくりということを考えた時に、まちの記憶をどこかに残していくことが必要ではないか。具体的なことは言えないが、例えばメモリアルなど何らかの形で、資生堂に至るまでのこの土地が持っていた記憶を残しておいて欲しいということ、書いておいてもらえるとよいと思う。</p>
事務局 (上條係長)	<p>幸い市に寄附していただく土地があるので、今の意見については市による対応が可能であると思う。これから活用を検討する所管課にまちづくり審議会からの意見を伝え、検討を依頼したいと思う。</p>
内海会長	<p>前回の開発事業にも出てきたが、社会貢献的な周辺住民との関係ということも配慮するような形で、今回も進めていただけたらと思う。そういった中に梅澤委員の意見の内容も含まれるのではないかと。ほかにあるか。</p>
永野委員	<p>通学路の問題が重要な課題だと思っている。教育委員会からの意見は、ほとんどの部署が大船小学校の教室は一杯だとしてある。業者はこの409戸という住居を購入した人の情報をアップデートしていくから教育委員会に伝わるとしているが、伝わった段階でどのような対応をするのか。小坂小学校はもっと一杯である。大船小学校で受け入れができない子供たちが出た場合はどうするのか。それからアップデートしていくと言っているが、教育委員会の次年度のクラス編成や教員の補充というのは相当早い時期に固めるものなので、年中アップデートされても困るのではないか。ある時期までにデータが示されなければ、教育委員会として対応できない気がする。意見のない部署が多い中、教育委員会からは同じような意見が出ているので、重視しなければいけない。助言又は指導の中にも含めて欲しいと考えている。</p>
事務局 (上條係長)	<p>今日は具体的なデータまでは示していないが、既に事業者には様々な角度から検証させており、過去に販売した類似物件のデータや予定される販売価格等による購入層の考察及び私学への進学率推測等、様々なデータを用いて、既に事務局から教育委員会に情報を提供している。教育委員会では今後どのような対応が必要になってくるのか検証を進めている状況である。戸数が多いこともあり、まだ不安があるので、更なる資料等のリクエストをもらいながら協議を継続している状況である。</p>
内海会長	<p>永野委員の意見にある教育委員会に情報提供し考えを聞くというのは重要なことであると</p>

	思うが、冒頭に話していた通学路の問題なのか。そうではなく、ほかにも色々な施設の対応が必要になると考えているのかどちらか。
永野委員	入居者の属性を業者が決めることも単純にはできない。我々が属性を聞いたとして、どういった対応ができるかわからない。ただ計画図の中で通学路というものを慎重に、あるいは重要視して考えて欲しいと思う。
事務局 (上條係長)	それは歩行者の安全確保という観点で事業者を指導するという意見でよい。
内海会長	その通りである。
事務局 (上條係長)	それについては指導していく。
内海会長	ほかにあるか。
中山委員	この計画図では駐車場が2百何十台の計画になっているが、来客用が2台しかない。実際にこの台数で間に合うのか。周辺の道路が広くなれば駐車される可能性も多くなってくると思う。学校の通学路という問題もあり、車道と歩道が分離していても駐車車両が問題になると思う。事業者はどのように考えているのか。来客用にはここに来るメンテナンスの事業者の車も含まれるから、この台数で足りるのか不安に思う。
事務局 (上條係長)	条例では、409戸分を用意する規定になっている。敷地内で用意できなければ、敷地外に月極の契約をし、その契約書を提示しないと条例の基準に適合しているといえない。近年言われることだが、生活スタイルの変化により車を持たない世帯が相当数増えてきている。409戸分作ったとしてもがらがらになり、ましてや機械式駐車場のメンテナンス費用は購入者が負担していくことになる。そのような中、事業者は駅からの距離や周辺的生活環境を勘案した上で、この台数が敷地内にあれば十分だとの推測により計画している。
中山委員	住民の駐車場はそれでよいと思うが、臨時の来客といった場合に、わずか1～2時間でもここに停められないということもある。私事だが仕事でマンションに行く場合、契約の駐車場が空いていても、来客用の駐車場が一杯だと他へ行くように言われ、停められない状況である。そういったメンテナンス業者のための駐車場確保はどうなっているのか。
事務局 (上條係長)	事業者を確認し、次回考え方について報告したいと思う。
内海会長	来客の車が周辺や隣人に影響を及ぼすことが懸念されるので、そういったことをハード的に対応するのか、ソフト的に対応するのかということによる。
中山委員	はい。
内海会長	引き続き、助言又は指導について説明をお願いします。
事務局	(大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建設ほか)の助言又は指導に向けた項目案について説明した。)
内海会長	それでは今の説明も踏まえて意見はあるか。先ほどは通学路を含めて歩行者の安全を確保していくことと、周辺の子育て・教育施設への付加については意見が出ていたかと思う。また、周辺地域への貢献には、土地の記憶を含めて対応していくということも含まれるのではないかと思う。その他主要と思われる1番と2番は、住環境と建物との関係・調和といった話だとか、潤いのある良好な景観、特に緑化をどのようにするのかという点は重要だと思うので、十分に配慮していただきたい。それに関することや、その他のことでも意見はあるか。
加藤委員	ほぼ盛り込まれていると思う。まちの記憶ということでは、現地には大木がたくさんあり、クリスマスにもイルミネーションがあったと聞いた。建築計画を見ると壁面の後退距離が非常に短く感じる。樹木を中庭に植えるのか沿道に植えるのかは分からないが、特に2番にその辺の配慮をしていただきたいと思う。また、高さに関しては1番に盛り込まれており、周辺と合っていると思うが、非常に長大な壁面になるので、建物の分節化などの工夫をしていただくとよいと思う。
内海会長	私も同じような意見を持っている。特に南側の建築物がかなり長大になるので、そ

	こを分割するなど、建築物としての工夫があり得るのではないかと考える。助言又は指導の中に確実に盛り込んでいただくよう検討をお願いする。
事務局 (上條係長)	加藤委員が中庭のことを言及されていたが、具体的にどのようなことが考えられるか。
加藤委員	緑化に関しては、中庭というより壁面の後退部分にきちんと表情をつくっていただきたいという意見である。中庭にも植樹できるということを申し上げたい。
川口委員	敷地の20%を緑化すると共に南側を4.8m後退し、歩道を設けるということだが、私の希望としては、特に南側の長大な140m続く壁面のところに緑を効果的に配置していただきたい。もちろんこの助言又は指導についての項目案にも表情を与えていただきたいと書いてあるが、この場所が緑化されることにより歩いている方にとっても非常に居心地よい空間になり効果的だと思う。ぜひその辺を緑化20%の中で検討いただくとまちの表情という意味でもいい効果が生まれるのではないかと。
事務局 (上條係長)	緑化の量の部分、質の部分の2点で指摘をいただいたと思うが、まず寸法的なことから説明すると、4.8mの後退の中には歩行者が通行する1.8mの自主管理歩道が含まれている。残りの3.3mには2階バルコニーの面が出ており、1階は専用庭になると思われるが、そこと緑化地の取合いは示されていないので、質と量について指導を行っていききたいと考える。
内海会長	緑化に関しては、どのような配置で緑化されるのかということが分かれば、より具体的に環境との調和が検討できると思うので、可能であれば計画を示していただきたい。
事務局 (上條係長)	事業者に対して現時点での計画を示すよう指導することは可能であると思う。示された計画が委員、事務局の納得できるものであれば、逆に助言又は指導から外していくことも考えられると思う。そのために現時点のものを示させるべきと認識している。事業者に求めていきたいと思う。
加藤委員	1番の項目の2つ目に長大な壁面について記載があるが、建物の分節化というのは空間的分節化ということである。しかし、「分節化などを図ることにより壁面の意匠に変化をつける工夫を施すこと」という文言が気になっている。これまでに様々な事業者の計画を見せてもらっているが、分節化したように見せる表面のデザインを考えているケースが非常に多い。そのデザインと空間的分節とは違うと思っているので、その辺はぜひ空間的分節を強調してほしい。
事務局 (上條係長)	非常に厳しい意見をいただいた。事務局としては許認可部局が実際の指導を担うので、それだけのことを具体的に指導し、実効性を持たせることができるのか。本日いただいた意見を含めて、助言又は指導(案)にどこまで盛り込んで提示できるかながら、次回説明させていただきたい。
内海会長	加藤委員は2つの建物にするということを強調されていたと思うが、建築意匠としていろいろな形が考えられ、空間的に間が空いているように見えるなど様々なノウハウを持っていると思う。様々な観点で意図を汲んでいただき検討いただければと思う。
梅澤委員	5番の項目について、ごみ減量化はディスポーザーを設置することにより、下水に流すことになると思うので下水処理に負担がかかることとなる。一方、戸建て住宅については、キューロのような個別処理を推奨していると思う。一戸一戸にごみ処理機を設置できれば、ごみが減ることになると思うが、その辺りはどのように指導しているか。この状況の中でそれができるのかどうか分からないが、その辺りを新しい試みとしてもよいのではないかと。
事務局 (上條係長)	ディスポーザーのみに頼るだけでいいのかという意見については、庁内の会議の中で発信していきたいと思う。
内海会長	環境への配慮として様々な方法を検討、協議していただければと思う。

永野委員	1～6番のどこの項目に入るか分からないが、市民の意見書に写真付きでこの地域の被害の状況が示されている。それに対して見解書の中で事業者は、資生堂のときの排水施設が不十分であったと回答しているが、これだけ広い土地なので、雨水排水の詳細な説明資料を次回までにいただきたい。例えば、平面図の北側にある受水槽の大きさも深さもわからない。隣のポンプ室の機能も分からない。そこに集まった水がどの経路を通過して、砂押川に排水されるのか。大船の有名な水害常習地において、雨水対策のデータが提示されていないので、提示された後に議論を深めていき、助言又は指導に雨水対策の項目として記載して欲しい。
事務局 (上條係長)	受水槽は上水のタンクである。ポンプ室はその上水を7階まで圧送するための部屋である。開発事業条例において、800t/haの雨水貯留槽の設置が義務づけられている。当該地は2.6haあるので、800tの2.6倍の雨水貯留槽の設置が適合の基準として求められる。今回は詳細図面がないので、砂押川にどのように放流し、負荷がかかるのかということについては、次回までに示したいと思う。
内海会長	私から一つ。提供公園の北側の道路がかなり狭いことも含め、見晴らし、景観、緑化の観点も含めながら配置計画を検討いただきたい。ここは道路が狭く詰まっているところなので、公園の作り方によって周辺の交通環境も大きく変わると思う。その点の配慮をお願いする。
事務局 (上條係長)	表現も含めて考えていくこととする。
内海会長	<p>それではまとめるので、不足があったら指摘いただければと思う。</p> <p>まず、土壌汚染について。これについては助言又は指導に載せるというよりも情報提供をしていただくということでお願いしたい。</p> <p>2点目は市境の近隣との取扱いについて。この点について、今回は整理している範囲で進め、今後隣接市の取扱いについてはこの審議会においても改めて検討していただきたい。</p> <p>3点目は土地の記憶やその地域の環境の継承についての点も含め、社会貢献という観点、周辺環境との調和という点から検討いただきたい。</p> <p>4点目は通学路の問題について指摘いただいた。これは助言又は指導についての項目案に示されている3に該当する。歩行者の安全を確保しながら、通学路の確保を検討いただくことと併せて、想定されている購入者等の情報を提供いただき、教育委員会等と調整を図ってほしい。その上で、協議の結果も含めて報告いただければと思う。</p> <p>5点目は駐車場の問題を指摘いただいた。世帯数の台数分に加え、来客分の台数をどのようにするのか検討いただきたい。</p> <p>6点目は緑化についての問題である。これについては指導書の2番に景観の創出として示されている内容だが、中庭の問題、壁面後退の問題も含めて検討いただくと同時に、可能であれば、緑化の考え方について情報を提供いただきたい。</p> <p>7点目は今の問題とも関わるが、長大な南側の壁面である。できるだけ分節的に大きなボリュームにならないような意匠的な工夫、空間的な工夫を検討いただきたい。</p> <p>8点目は環境への配慮を目指して、ディスプレイのみならずいろいろな手法を検討いただきたい。</p> <p>9点目は雨水の排水について、もう少し情報を提供いただきたいという意見があった。</p> <p>10点目は提供公園の配置について、道路との関係を踏まえて良好な環境が作れるような配置としていただきたい。</p> <p>以上である。助言又は指導についての項目案に既にかかれている内容も多分にあると思うが、本日の意見と併せて整理していただきたい。</p> <p>審議は以上でよろしいか。</p>
出石委員	先ほど言えばよかったかもしれないが、横浜市との市境について、横浜市民が何も言えないと考えるのはいかがかと思う。条例は属地主義であり、市民以外にも適用さ

	<p>れるが、その土地の自治体の中だけ適用されるという最高裁の判例がある。しかし建物が鎌倉市だからといって、横浜市民に影響があれば関われると思う。確認だが、条例に周辺住民の定義があるが、周辺住民が登場してくるのは中規模開発事業である。中規模開発事業区域からの距離が50m以内の住民は意見書が出せ、様々な手続が横浜市民であっても確保される。ところが、大規模開発事業になると対象は市民となっている。これはそもそも矛盾している。中規模開発事業では、横浜市民も周辺住民となる。そういう意味では、横浜市民も鎌倉市内の大規模開発事業に関れると私は思う。違っていたら教えていただきたい。</p>
内海会長	<p>何か発言はあるか。</p>
事務局 (下澤補佐)	<p>鎌倉市の条例なので元々市域しか及ばないということを、以前、腰越の市境で開発事業があったときに整理した経過がある。開発事業の区域から50mに隣接市が含まれたが、そこはあくまでも鎌倉市域までという整理をした。</p>
内海会長	<p>かつてそういった整理をされたという経緯があるかとは思いますが、条文上どのようにしていくのか。さらには永野委員が言われたように今後様々な開発事業が計画される可能性も踏まえ、どのような考え方をすべきかということについては、先ほどまとめたように審議会でも何らかの検討をして、議事録を残しておく方がよいのではないかと思います。そのような機会を是非設けてもらいたい。</p>
出石委員	<p>市の見解もそれはそれでよい。それが間違いだと言うつもりはない。一方で今の条例の設計はどうか。矛盾があるのは事実である。もう一つ大事なことは、鎌倉市の条例が及ぶ建物の影響を受けるにも関わらず、市境の横浜市民であるがゆえに、何も言えないというのは基本的な人権に関わると思う。その辺りのことは次の条例改正なり運用で考えるべきである。このままであっても、同様のケースが出たときには極力救えるようにしなくてはいけないと思う。説明会には参加している。そこをきちんと対応していると思うが、今後はもう一步踏み込んでいった方がいいと思う。</p>
内海会長	<p>周辺の市町村はどのように考えているのかも重要である。検討した上で今後議論をしていきたい。</p>
事務局 (川村課長)	<p>周辺住民と市民が中規模開発事業と大規模開発事業で矛盾があるのではないかということについては、確認を含めてこれまでの経過を調べ対応したいと思う。横浜市は隣接市の市民の話は聞かないというスタンスということを知ったことはあるが、隣接市同士でどのような対応ができるのかについても検討したいと思う。</p>
内海会長	<p>以上をもって、第87回鎌倉市まちづくり審議会を閉会する。</p>